

第2期中期目標期間 最終評估說明資料



独立行政法人

労働者健康福祉機構



高度・専門的医療の提供

最終評価

A (4.24)

21年度

A (3.72)

22年度

A (4.12)

23年度

A (4.00)

24年度

S (4.71)

25年度

S (4.66)

【中期計画の概要】

- ① 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供
 - ・地域の中核医療機関を目指した4疾病5事業等の診療機能の充実
- ② 優秀な人材の確保とその資質の向上、勤労者医療の専門的知識を有する看護師の育成
 - ・臨床研修医及び指導医に対する育成
 - ・勤労者医療に関する専門的知識を有する看護師の育成
- ③ 利用者の満足度向上に向けた取組
 - ・患者満足度80%以上
 - ・医療安全チェックシートによる自主点検、医療安全相互チェック等の継続的な実施

【主な取組状況】

- ① 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供
 - (ア) 地域における中核的役割を目指して4疾病5事業等の診療機能を推進
 - ・地域医療支援病院：25施設
 - ・地域がん診療連携拠点病院：11施設
 - (イ) 急性期医療への対応
 - ・診療体制の構築→7対1看護体制導入の推進：24施設
 - ・平均在院日数の短縮：14.1日
 - ・救急医療体制の強化
 - ・専門センター及び多職種協働によるチーム医療の推進
 - ・高度医療機器の計画的整備
 - (ウ) 臨床評価指標による医療の質に関する自己評価の実施
- ② 優秀な人材の確保・育成とその資質の向上、勤労者医療の専門的知識を有する看護師の育成
 - ・勤労者医療に関する内容を盛り込んだ初期臨床研修医集合研修、臨床研修医指導医講習会の実施
 - ・労災看護専門学校において勤労者医療の専門的カリキュラムを実施、看護師国家試験合格率：98.6%
- ③ 利用者の満足度向上に向けた取組
 - (ア) 患者満足度調査：改善に向けた分析、計画、取組を行い5年連続で80%以上を達成
 - (イ) 医療の標準化（高度医療モデル）の推進
 - ・クリニカルパスとDPCの推進、DPCデータ分析による医療の質の向上と標準化の推進
 - (ウ) 医療安全の推進
 - ・「医療安全チェックシート」による自己点検と「労災病院間医療安全相互チェック」の実施



勤労者医療の地域支援の推進

最終評価

S (4.53)

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
A (4.18)	S (4.87)	S (4.50)	A (4.28)	S (4.83)

【中期計画の概要】

- ① 紹介率・逆紹介率の向上
 - ・ 労災指定医療機関等との連携機能を強化し、患者紹介率を60%以上、逆紹介率を40%以上確保
- ② 勤労者医療に係るモデル医療の普及
 - ・ 延べ10万人以上の労災指定医療機関医師及び産業医等に対して症例検討会や講習会習を実施
- ③ 高度医療機器の利用促進
 - ・ 高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ15万件以上実施
- ④ ニーズ調査・満足度調査の実施
 - ・ 診療や産業医活動の上で有用であった旨の評価を75%以上確保

【主な取組状況】

- ① 紹介率・逆紹介率の向上
 - ・ 労災指定医療機関等との連携機能を強化し、患者紹介率65.3%、逆紹介率53.9%を確保
- ② 勤労者医療に係るモデル医療の普及
 - ・ 労災指定医療機関医師及び産業医等に対する症例検討会や講習会習参加者数：128,438人（5年合計）
- ③ 高度医療機器の利用促進
 - ・ 高度医療機器（CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等）を用いた受託検査件数：167,043件（5年合計）
- ④ 労災指定医療機関に対するニーズ調査・満足度調査の実施
 - ・ 地域医療連携室において、各地域の労災指定医療機関等の医師に対してニーズ調査を行い、この調査結果を業務に反映
 - ・ 25年度有用度：80.5%（産業医のみを対象とした有用度：82.5%）



行政機関等への貢献

最終評価

A (4.46)

21年度

A (4.09)

22年度

A (4.37)

23年度

S (4.83)

24年度

S (4.71)

25年度

A (4.33)

【中期計画の概要】

- ① 国が設置する委員会等への参加、情報提供等
- ② 労災認定に係る意見書等の作成
 - ・ 適切かつ迅速に対応する。
- ③ アスベスト関連疾患に係る対応
 - ・ 労災指定医療機関医師を対象とする診断技術研修会を開催する。

【主な取組状況】

- ① 国が設置する委員会等への参加、情報提供等
 - ・ 各医員・委員の委嘱を受け医学的知見を提供、審議会・検討会等への参加、研修会に講師派遣
- ② 労災認定に係る意見書等の作成
 - ・ 特に専門的な知見を要する意見書への対応として、対応可能な労災病院を本部がコーディネートする体制を構築
- ③ アスベスト関連疾患への取組
 - ・ 労災病院アスベスト疾患センターにおけるアスベスト小体計測の実施、健康診断・健康相談への対応、
 - ・ 全国で医師等を対象とした石綿診断技術研修会の実施
 - ・ 肺内石綿繊維計測精度管理等業務…岡山労災病院に分析透過電子顕微鏡を設置し精度向上のためのマニュアルを作成
- ★ 東京電力福島第一原子力発電所への対応
 - ・ 作業従事者の健康管理のため、平成23年5月～H25年6月の間全国の労災病院から継続的に医師を派遣
(延べ119名、374日間)
 - ・ 福島労災病院にホールボディカウンタを設置し、除染等従事者の内部被ばく線量測定を実施
- ★ 印刷事業場に係る「胆管がん問題」への対応
 - ・ 全国の産業保健推進センター等に相談窓口を設置
 - ・ 職業性胆管がんが疑われる労働者に対しては、29の労災病院で相談・診療が可能な体制を整備



労災疾病等に係る研究・開発

最終評価

S (4.57)

21年度

22年度

23年度

24年度

25年度

S (4.54)

S (4.62)

S (4.50)

S (4.71)

S (4.50)

【中期計画の概要】

① 労災疾病等13分野臨床医学研究の推進

- ・ 機構本部の研究支援体制を強化する等研究環境の整備充実を図る。
- ・ 分散型の研究体制についての見直し
- ・ 国立病院等との症例データ収集に係る連携構築

② 研究成果の積極的な普及及び活用の推進

- ・ モデル医療情報等のデータベースを掲載したホームページのアクセス件数を最終年度20万件以上得る。
- ・ 13分野の研究・開発テーマごとに国外2件以上、国内10件以上の学会発表を行う。
- ・ 治療と職業の両立支援に関する研究・開発の成果等を提供するためのネットワーク構築

【主な取組状況】

① 労災疾病等13分野臨床医学研究の推進

- ・ 従来型の労働災害・労災疾病に加えて、産業構造等の変化により勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病について、医学研究・開発や、その成果の普及を進めている。
- ・ 産業保健関係者とのネットワークを活用しながら、蓄積された多数の労災疾病等に係る臨床データや、疾病と職業の関連性に関する情報などを基礎として、特色ある、大学等の研究で取り上げられにくい分野を研究した。
- ・ アスベスト関連疾患・粉じん等による呼吸器疾患に係る診断、治療法については、国内はもとより国外においても研究成果の普及活動に積極的に尽力し、モンゴル、中国等のアジア諸国からも注目された。
- ・ 治療と就労の両立支援の研究、勤労者のメンタルヘルスの研究についても積極的に取り組んだ。

② 研究成果の積極的な普及及び活用の推進

- ・ 研究成果の積極的な普及に努め、現場に還元することにより、臨床において数々の研究成果が発揮された。
- ・ 平成25年度ホームページアクセス件数：561,065件
- ・ 学会発表件数 国外250件、国内1,196件（5年合計）、論文発表件数：790件（5年合計）
- ・ 講演会等回数：1,706件（5年合計）、新聞、雑誌、インターネット等への掲載：767件（5年合計）



過労死予防等の推進

最終評価

A (3.90)

21年度

A (3.81)

22年度

A (3.87)

23年度

A (3.83)

24年度

A (4.00)

25年度

A (4.00)

【中期計画の概要】

- ① 勤労者の過労死予防対策等に係る指導・相談の実施
 - ・ 労働安全衛生関係機関との連携等による最新の予防法の情報収集等による質の向上
- ② 勤労者の利便性の向上
 - ・ 指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮
- ③ 利用者の満足度調査を毎年度実施
- ④ メンタルヘルス不調者への職場復帰支援体制の整備

【主な取組状況】

- ① 勤労者の過労死予防対策等に係る指導・相談の実施
 - ・ 関連機関等が開催する研修会等に参加し最新情報を収集
 - ・ 過労死予防対策（5年合計）：783,451人
 - ・ メンタルヘルス不調予防対策（5年合計）：105,830人
 - ・ 勤労女性の健康管理対策（5年合計）：30,584人 の指導・相談を実施
- ② 勤労者の利便性の向上の取組
 - ・ 時間外・休日の指導・相談、企業への出張指導等を積極的に実施
- ③ 利用者の満足度調査の実施
 - ・ 利便性の向上により、高い利用者満足度を確保した。平成25年度利用者満足度：91.7%
- ④ メンタルヘルス不調者への職場復帰支援の取組
 - ・ 「職場訪問型職場復帰支援」活動を試行し、より現場に近い立場で連携先企業と面談を行う等により不調者の職場復帰を支援した。



医療リハビリテーションセンター 及び総合せき損センターの運営状況

最終評価

A (3.69)

21年度

22年度

23年度

24年度

25年度

B (3.36)

A (3.75)

A (3.66)

A (3.85)

A (3.83)

【中期計画の概要】

- ① 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保
 - ・ チーム医療を的確に実施することによる患者の身体機能の向上
 - ・ 職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上を図るための生活支援機器の研究開発の実施
 - ・ 職業リハビリテーションを含めた関係機関との連携強化
 - ・ せき損患者に係る高度・専門的な知見に係る情報の発信
- ② 高度・専門的な医療を提供することにより、患者満足度調査を80%以上の満足度を確保

【主な取組状況】

- ① 社会復帰率（平成25年度実績）
 - ・ 医療リハビリテーションセンター：96.6%、総合せき損センター：80.0%
- (ア) 重度の障害受傷者の社会復帰に向けた取組
 - ・ 複数診療科医師、看護師、リハビリテーション技師、栄養士、MSWなどが連携したチーム医療を実施
 - ・ 患者毎の障害に応じたプログラムの作成・実践等による専門的なリハビリテーションを実施
 - ・ 退院前の家庭訪問等による在宅就労支援のためのケアを幅広く一貫的に実施
- (イ) 医用工学研究の取組
 - ・ 国立病院機構等と連携した障害者自立援助機器等の新規開発
- (ウ) 職業リハビリテーションセンター（高齢・障害・求職者雇用支援機構）との連携
 - ・ 医療リハビリテーションセンターと隣接する職業リハビリテーションセンターと合同の運営協議会、職業評価会議を開催
- (エ) せき損患者に係る高度・専門的な知見に係る情報の発信
 - ・ 外国人医師の研修受入れによる海外への普及（タイ、エルサルバドル、ベトナム等）
- ② 患者満足度（平成25年度実績）
 - ・ 医療リハビリテーションセンター：91.4%、総合せき損センター：85.0%



労災リハビリテーション作業所の運営

最終評価

A (3.69)

21年度

B (3.45)

22年度

A (3.50)

23年度

A (3.83)

24年度

A (3.71)

25年度

A (4.00)

【中期計画の概要】

- ① 社会復帰の促進
 - ・社会復帰率を30%以上とする。
 - ・各人に適性に応じた社会復帰プログラムの作成や就職指導等による自立能力の早期確立
- ② 早期就職の支援
 - ・都道府県労働局等との連携による就職情報の提供
 - ・障害者合同就職面接会等への参加奨励
 - ・個別企業に対する求人開拓等
- ③ 施設の縮小・廃止
 - ・在所者の意向の把握、退所先の確保を図りつつ、縮小・廃止

【主な取組状況】

- ① 社会復帰の促進のための取組
 - ・ 中期目標期間に係る社会復帰率：46.9%
 - ・ 入所者ごとに障害特性や希望に応じた社会復帰促進プログラムの作成
 - ・ 四半期ごとのカウンセリングの実施
 - ・ 退所先の確保
- ② 早期就職の支援
 - ・ ハローワーク、地域障害者職業センター等と連携し、就職情報提供（5年間で861件）
- ③ 閣議決定に基づく順次縮小・廃止
 - ・ 「独立行政法人整理合理化計画」及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に対応し、「現入居者の退去先を確保しつつ順次廃止」を実施
 - ・ 平成23年1月 千葉労災リハビリテーション作業所 廃止
 - ・ 平成24年9月 福井労災リハビリテーション作業所 廃止
 - ・ 平成25年2月 愛知労災リハビリテーション作業所 廃止
 - ・ 平成26年2月 宮城、福岡労災リハビリテーション作業所 廃止



産業保健関係者に対する研修・相談 及び産業保健に関する情報の提供

最終評価

A (4.19)

21年度

22年度

23年度

24年度

25年度

A (3.72)

S (4.62)

S (4.50)

A (4.14)

A (4.00)

【中期計画の概要】

- ① 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施、産業保健に関する情報の提供
 - ・ 中期目標期間中に延べ1万7千回以上の研修を実施
 - ・ 中期目標期間中に7万2千件以上の相談を実施
 - ・ ホームページのアクセス件数を900万件以上確保
 - ・ 産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保
- ② 利用者に対する追跡調査の実施 …有効回答のうち70%以上について具体的に改善事項が見られるようにする。
- ③ 産業保健推進センターの運営費交付金を概ね3割を削減

【主な取組状況】

- ① 専門的研修、相談、情報提供
 - ・ 専門的研修 開催数（中期目標期間合計） : 22,970回 、 有益度：94.5%（25年度）
 - ・ 専門的相談 件数（中期目標期間合計） : 184,675件 、 有益度：97.6%（25年度）
 - ・ ホームページアクセス件数（中期目標期間合計） : 9,172,934件
 - ② 利用者に対する産業保健推進センター事業が与えた効果の追跡調査（平成24年度）
 - ・ 「改善効果があった」等有益であった旨の回答割合：研修全体で97.4%、相談全体で97.2%を得た。
 - ③ 産業保健推進センターの段階的集約化
 - ・ 閣議決定「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき対応
 - ・ 平成24年度末までに47カ所→15カ所に集約化、運営費交付金を49.6%削減
 - ・ 削減地区には機構本部や近隣の産業保健推進センターが支援、サービスの質と量の維持に務めた。
- ★ 印刷事業場における「胆管がん問題」への対応
- ・ 大阪産業保健推進センター、大阪労働局等が連携し、相談対応フローチャートを作成、相談への対応体制を確保
 - ・ 印刷業に従事している労働者等からの健康不安に係る相談、事業者からの作業環境管理、作業管理等に関する相談体制を全国産業保健推進センター等にて迅速に整備、専用のフリーダイヤル相談窓口を設置



産業保健助成金の支給

最終評価

B (3.03)

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
B (3.00)	B (3.12)	B (3.00)	B (3.00)	—

【中期計画の概要】

① 支給業務の見直し

- ・ 支給業務に対する業績評価を行い、業務内容の改善に反映させ、効果的・効率的な支給業務を実施する

② 助成金に関する周知

- ・ インターネットの利用その他の方法により広報を行う
- ・ 労働基準監督署、地域産業保健センター等と連携して周知活動を実施する。

③ 手続の迅速化（申請受付締切日から支給日までの期間）

- ・ 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については40日以内
- ・ 自発的健康診断受診支援助成金については23日以内

【主な取組状況】

① 閣議決定に基づく事業の廃止

- ・ 平成22年度末で小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金を廃止
 ※ 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については助成期間が3年間継続することから、経過措置として平成24年度まで引き続き支給業務を実施
- ・ 廃止に向けて混乱のないように、産業保健関係者等に対してホームページ・メールマガジン等を活用し、広く周知
- ・ 平成24年度継続申請者あてに事業が終了するため申請漏れのないよう個別に連絡を行い、滞りなく終了

② 助成金に関する周知

- ・ 本部及び全産業保健推進センターのホームページに本助成金内容を掲載し、利用勧奨を実施
- ・ 助成金事業に係るパンフレットに「利用者の声」を載せる等、利用者の視点に立った内容に改訂
- ・ 全国商工会連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会等の関連団体等に対して本助成金の周知協力を依頼

③ 手続の迅速化…最終事業年度の平成22年度における申請受付締切日から支給日までの期間

- ・ 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金：39日
- ・ 自発的健康診断受診支援助成金：21日



未払賃金の立替払

最終評価

A (4.16)

21年度

A (3.63)

22年度

A (3.75)

23年度

S (4.50)

24年度

A (4.42)

25年度

S (4.50)

【中期計画の概要】

- ① 未払賃金立替払の迅速化
 - ・ 審査業務の標準化の徹底を図り、原則週1回払いを堅持
 - ・ 請求書の受付から支払までの期間について平均で30日以内を維持する。
- ② 未払賃金立替払金の求償…弁済可能なものについて最大限確実な回収を図る。
 - ・ 破産事案における確実な債権の保全
 - ・ 再建型倒産事案における弁済の履行督促
 - ・ 事実上の倒産事案における適時適切な求償を行う

【主な取組状況】

- ① 未払賃金立替払の迅速化
 - ・ 平成25年度実績：15.1日
 - ・ 大型請求事案については直接破産管財人等と事前審査を実施
 - ・ 最高裁及び全国の地裁に協力要請
 - ・ 全国の都道府県弁護士会で研修会を実施、破産管財人証明の留意点等を説明
- ② 未払賃金立替払金の求償…最大限確実な回収を図った。
 - ・ 定期的を実施する必要のある全ての事業主等に対して求償通知を実施
 - ・ 裁判所への債権の届出、破産手続に確実に参加
 - ・ 債権承認書、弁済計画書の提出督促
 - ・ 弁済計画不履行事業所に対する弁済督促
 - ・ 売掛金債権等の財産差押



納骨堂の運営

最終評価

B (3.48)

21年度

B (3.36)

22年度

A (3.50)

23年度

A (3.66)

24年度

B (3.42)

25年度

A (3.50)

【中期計画の概要】

- ① 毎年、産業殉職者合祀慰霊式を開催
 - ・ 遺族への納骨等に関する相談及び環境美化を実施
- ② 産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に満足度調査
 - ・ 慰霊の場としてふさわしいとの評価を90%以上得る
 - ・ 満足度調査の結果を業務内容の改善に反映

【主な取組状況】

- ① 産業殉職者合祀慰霊式における環境整備等
 - ・ 会場の後方からでも式典の進行内容が見えるようにTVモニター設置
 - ・ 高齢者・障害者等に配慮し、高尾駅と霊堂間の送迎用バスを運行
 - ・ 高齢者・障害者等に配慮し、坂道でのキャリーカートの実行
 - ・ 植栽等による環境整備
- ② 産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者の満足度
 - ・ 「慰霊の場としてふさわしい」との評価を得た。
 - ・ 平成25年度実績：91.1%

★ 事業の周知に係る取組

- ・ 遺族（補償）給付が決定した遺族等へパンフレットを用いて納骨堂を紹介
- ・ 各労働局及び事業主、労働災害防止協会全国大会にパンフレットを配布



【産業殉職者合祀慰霊式】



【平成24年度 皇太子殿下行啓】



業務運営の効率化

最終評価

A (3.79)

21年度

22年度

23年度

24年度

25年度

A (3.50)

A (4.12)

A (4.00)

A (4.00)

B (3.33)

【中期計画の概要】

- ① 機構の組織・運営体制の見直し
 - ・ 本部の施設運営支援・経営指導体制の強化
 - ・ 労災病院における経営基盤の確立に向けたマネジメント機能の強化
- ② 一般管理費、事業費等の効率化
 - ・ 一般管理費について15%、事業費について10%程度の額を節減
 - ・ 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金割合を平成20年度以下の割合とする
- ③ 給与水準の適正化、随意契約の見直し、医業未収金の徴収業務の効率化
- ④ 労災病院の在り方の総合的検討
 - ・ 個々の病院ごとに、政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況等について総合的に検証し、その結果を公表する

【主な取組状況】

- ① 機構の組織運営体制の見直し
 - ・ 機構本部に設置している経営改善推進会議や個別病院協議等による本部の経営指導・支援体制の強化
 - ・ 各労災病院が計画した経営目標の進捗状況について本部がガバナンスを発揮し適宜フォローアップ等を実施
 - ② 一般管理費、事業費等の効率化
 - ・ 平成20年度に比して、一般管理費で15.2%、事業費で44.2%削減を達成
 - ・ 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金割合は0.6%を維持
 - ③ 給与水準の適正化、随意契約の見直し、医業未収金の徴収業務の効率化についても適切に取り組んだ。
 - ・ 平均2.5%の俸給月額引き下げとなる給与改定を実施する等人件費の適正化を実施
 - ④ 労災病院の在り方の総合的検討
 - ・ 閣議決定に基づき、個々の労災病院の政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況等について総合的に検証
 - ・ 個別病院ごとの医療提供体制等を明らかにするとともに、その検証結果をホームページにおいて公表した。
- ★ 内部統制の充実・強化
- ・ 独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書等を踏まえ内部統制の充実・強化を図った。
- ★ 「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会」報告書に対する対応
- ・ 「国立病院機構・労働者健康福祉機構協議会」を設置し、医療機器の共同購入等について連携



予算・収支計画及び資金計画

最終評価

B (3.23)

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
B (3.00)	A (4.12)	A (3.50)	A (3.57)	C (2.00)

【中期計画の概要】

- ① 労災病院における計画的な経営改善
 - ・ 新入院患者の増を図ること等により診療収入を確保
 - ・ 人件費の適正化、物品調達コストの縮減、効果的な設備投資等による経費縮減
- ② 労働安全衛生融資の確実な償還
 - ・ 貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、確実な償還を行う。

【主な取組状況】

- ① 労災病院における計画的な経営改善
 - (ア) 財務状況について
 - ・ 厚生年金基金資産減少に伴う退職給付費用の増等の影響があったものの、平成22年度、23年度、24年度の3年連続で経常損益について黒字を確保
 - ・ 繰越欠損金は420億円と増加したが、引き続き経営改善を推し進めるとともに、厚生年金基金の見直しを行うことにより、平成28年度を目途とした繰越欠損金の解消に向けて計画的な取組を実施
 - (イ) 収入確保及び支出削減対策の主な取組
 - ・ 本部から労災病院に対するきめ細かい経営指導・支援を積極的に実施
 - ・ 全労災病院に収入確保対策の助言・指導等を行い、医療連携強化、上位施設基準の取得、高度・専門的医療の推進等を図り、診療収入確保
 - ・ 人件費については、事務職員の削減、期末手当支給月数の削減に加え、平均2.5%の俸給月額引き下げとなる給与改定（最大5%の引下げによる給与カーブのフラット化）を実施、人件費を抑制
 - ・ 後発医薬品の採用拡大、契約努力による薬品・診療材料単価の削減、共同購入の推進等に努め支出削減
- ② 労働安全衛生融資の確実な償還
 - ・ 貸付債権の適切な管理・回収を行い、確実な償還を実施



短期借入金等

最終評価

B (3.19)

21年度

22年度

23年度

24年度

25年度

B (3.00)

B (3.12)

B (3.00)

A (3.85)

B (3.00)

【中期計画の概要】

① 短期借入金

- ・ 限度額：4,038百万円
- ・ 想定される理由：運営費交付金の受入の遅延による資金不足等

② 保有資産の見直し

- ・ 事務及び事業の見直しの結果生じる遊休資産及び利用予定のない宿泊施設等については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、早急に処分を行う。
- ・ 売却業務を民間等に委託するなど具体的方策を講じ、中期目標期間の最終年度までに処分が完了するよう努める。

【主な取組状況】

① 短期借入金 →借入実績なし

② 保有資産の見直し

- ・ 事務及び事業の見直しの結果生じる遊休資産及び利用予定のない宿泊施設等については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、早急な処分を実施した。
- ・ 老朽化した物件等、売却処分が困難な資産については以下の取組を実施
 - ・ 評価替による減額処理の実施
 - ・ 不動産媒介業者のさらなる活用
 →着実に処分を実施



人事、施設、設備に関する計画

最終評価

A (3.59)

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
B (3.00)	A (3.75)	A (3.66)	A (3.71)	A (3.83)

【中期計画の概要】

- ① 人事に関する計画
 - ・ 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数の抑制を図る。
 - ・ 施設間の人事交流を推進する。
- ② 施設・設備に関する計画
 - ・ 労災病院に係る計画
 - ・ 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を図る。
- ③ その他業務運営に関する重要事項
 - ・ 労災リハビリテーション工学センターについては、平成21年度末までに廃止する。
 - ・ 海外勤務健康管理センターについては、平成21年度末までに廃止する。

【主な取組状況】

- ① 人事、施設・整備に関する計画
 - ・ 交付金事業に係る常勤職員は、平成16年度当時800人に対して、平成25年度は628人に削減
 - ・ 派遣交流制度等の活用を図り、職員の活性化に努めた。
- ② 施設・設備に関する計画
 - ・ 労災病院は勤労者医療の中核的役割を担うため、老朽化等を勘案して計画的に施設整備を推進
 - ・ 労災病院以外の施設についても、老朽化したものについて施設整備費補助金による施設整備を実施
- ③ その他業務運営に関する重要事項
 - ・ 労災リハビリテーション工学センターを平成22年3月31日付けで廃止
 - ・ 海外勤務健康管理センターを平成22年3月31日付けで廃止
 - ・ 過去の資料を取りまとめた「健康管理の手引き」を作成し、海外進出企業の産業保健担当者あてに配付
 - ・ 「FAXおよびメールによる海外相談事例集」を作成し、海外進出企業あてに配付
 - ・ 海外勤務者の健康管理に関する調査研究について取りまとめ、その成果をホームページに掲載



業績評価の実施

最終評価

A (3.81)

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
A (3.54)	A (4.00)	A (3.83)	A (3.85)	A (3.83)

【中期計画の概要】

① 業績評価の実施、事業実績の公表等

- 外部有識者による業績評価委員会を年2回開催し、事業ごとに事前・事後評価を行い、業務運営に反映
- 業績評価結果については、インターネットの利用その他の方法により公表する。

② 事業実績等の公開

- 毎年度速やかに事業実績等をインターネットの利用その他の方法により公開する。
- 広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させる

【主な取組状況】

① 業績評価の実施、事業実績の公表等 …以下の取組によりPDCAサイクルマネジメントを実施

(ア) 内部業績評価制度の実施

- 全ての事業・施設においてBSC（バランススコアカード）を作成し、経営戦略にはSWOT分析等を活用
- 業務の質の向上、職員の士気の向上等に資するため、機構内部で業務実績に対する評価を実施
- 評価結果を翌年度の業務運営に反映させるとともに、内部業績評価制度による業務改善の効果について検証

(イ) 独自の業績評価委員会の実施

- 機構独自に外部有識者による業績評価委員会を年2回開催し、事後評価及び次年度に対する事前評価を実施
- 評価結果をホームページ等で公表するとともに業務運営に反映

② 事業実績等の公開

- 業務実績をホームページで公表し、広く機構の業務に関する意見・評価を求めた。